津波の恐れのある場合は速やかに避難行動

地震などで津波が発生する可能性がある場合、市から発令される情報などに注意して、速やかに避難行動をとりましょう。
本市が属する津波予報区は「千葉県九十九里・外房」です。このエリアでの津波に関する情報が発令された場合は避難行動に移りましょう。
問安全対策課防災対策班　☎(70)0303

●津波情報の種類と避難行動

種類 避難対象エリア	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表 (津波の高さの予想区分)	発表される津波の高さ 巨大地震の場合の発表	想定される被害と取るべき行動
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m＜予想高さ)	巨大	・木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 **・白里地区、下ケ傍示地区、長国地区、九十根地区、桂山地区は避難してください。** ※詳細は「大網白里市津波避難計画」（令和3年3月改定）を参照。
		10m (5m＜予想高さ≦10m)		
		5m (3m＜予想高さ≦5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m＜予想高さ≦3m)	高い	・標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 **・県道123号一宮片貝線（準県）よりも西側か津波避難ビルへ避難してください。**
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害の恐れがある場合	1m (0.2m≦予想高さ≦1m)	(表記しない)	・海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 **・九十九里有料道路より西側に避難してください。**

●津波情報別の避難対象エリア（概略図）

◀津波避難計画

津波避難施設における避難経路▶

●津波発生時の指定避難場所

名称	所在地
中部コミュニティセンター	柿餅26の1
大網白里アリーナ	上貝塚160
白里公民館	南今泉1088の1 ※大津波警報時は使用しない
白里小学校	南今泉3349 ※大津波警報時は3階・屋上のみ使用
北吉田市有地	北吉田184の1

名称	所在地
弥幾野自治会館	南横川3141の1
白里中学校 3階・4階	細草1385の1
防災第1号公園 (津波避難タワー)	四天木甲2982の1
防災第2号公園 (南四天木築山)	四天木980

名称	所在地
浄化センター屋上	四天木556の2
オーシャンビュー白里ダイヤモンドマンション4階以上	南今泉4837の2
プラセル九十九里屋上	北今泉3045
福岡地区コミュニティセンター	東金市砂古瀬426の1 ※大津波警報時のみ使用

令和8年度国民健康保険税

国民健康保険税は、病気やけがをしても安心して治療を受けられるよう、加入者の皆さんで保険税を出し合い医療費に備える制度です。

◇納税通知書の発送　　第1期納期限は7月31日㈮

令和8年度の国民健康保険税納税通知書を7月中旬に発送します。保険税の税率や計算方法などは、納税通知書と同封の国民健康保険税のしおりをご確認ください。期限内納付にご協力をお願いします。

▶納付方法＝口座振替、納付書裏面に記載の金融機関やコンビニエンスストア、スマホ決済、地方税お支払サイトで納付

※スマホ決済および地方税お支払サイトでは、領収証は発行されません。

〈納付方法が「年金天引き」から変更になる場合があります〉

昨年度において特別徴収（年金からの天引き）により納付していた方でも、今年度から普通徴収（納付書または口座振替による納付）に変更となっている場合があります。必ず納税通知書をご確認ください。

◇令和8年度の変更点

①子ども・子育て支援納付金分の新設（別表1）
②課税限度額の引き上げ（別表2）
③軽減判定所得基準額の見直し（別表3）
※所得申告をしていない方がいる世帯は軽減が適用されません。

●別表1 子ども・子育て支援納付金分

区分	税率
所得割	0.27%
均等割	1,800円
18歳以上均等割	130円
課税限度額	3万円

●別表2　課税限度額

区分	改正前	改正後
医療分	66万円	67万円
支援金分	26万円	変更なし
介護分	17万円	変更なし
子ども分	－	3万円（新設）
年間税額	109万円	113万円

●別表3　軽減判定所得基準額

軽減割合	改正前	改正後
7割	43万円＋｛10万円×(給与所得者等の数－1)｝以下	変更なし
5割	43万円＋(30.5万円×被保険者数等の合算数)＋｛10万円×(給与所得者等の数－1)｝以下	43万円＋(31万円×被保険者数等の合算数)＋｛10万円×(給与所得者等の数－1)｝以下
2割	43万円＋(56万円×被保険者数等の合算数)＋｛10万円×(給与所得者等の数－1)｝以下	43万円＋(57万円×被保険者数等の合算数)＋｛10万円×(給与所得者等の数－1)｝以下

◇税の軽減・免除制度

〈会社の倒産や雇い止めなどで離職した方（非自発的離職者）〉

▶対象（すべて満たす方）
☑ 非自発的理由により離職した方
☑ 離職の時点で65歳未満の方
☑ ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」を持っていて、
離職理由コードが次に該当する方：11・12・21・22・23・31・32・33・34
※高年齢受給資格者証・特例受給資格者証をお持ちの方は対象外。
▶軽減内容＝対象者の給与所得を100分の30とみなして税額を算定
▶対象期間＝離職日の翌日の属する月から翌年度末までの期間
▶申込方法＝雇用保険受給資格者証を持参し、市民課または白里出張所で申請

〈産前産後の方（死産・流産・早産を含む）〉

▶対象＝妊娠85日（4か月）以上の出産をした（する）方
▶対象期間　※出産（予定）日の6か月前から申請できます。

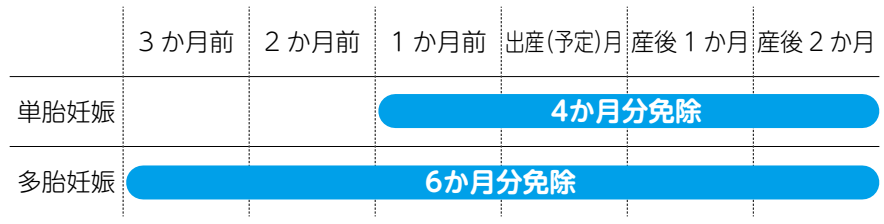

▶申込方法＝母子健康手帳、本人確認書類を持参し、税務課で申請

〈その他の減免制度〉

▶対象＝世帯主・被保険者が特別な事由に該当し、一定の要件を満たす方
(例＝世帯員全員が生活保護法による生活保護を受ける場合、災害による被災のため生活が著しく困難と認められる場合、刑務所や少年院などに拘禁または収容されている場合など)

申・問税務課市民税班 ☎(70)0321